

# 『マル福』・『すこやか』(医療福祉費助成制度)

ご存じですか？申請していない方はいませんか？

『マル福医療福祉費助成制度（マル福）』は、妊産婦・小児・ひとり親家庭・重度心身障害者の方が、各種健康保険を使い医療機関等を受診した際の一部負担金を公費で助成する県の制度です。ただし所得制限があります。

『すこやか医療費助成制度（すこやか）』は、妊産婦マル福と小児マル福の助成対象外の部分を助成する市独自の制度です。

申請し、受給者証の交付を受けることで、医療機関等に負担する一部自己負担金額が次のようにになります。

| 区分     | 対象   | 申請に必要なもの   | 一部自己負担金額   |
|--------|--|--|--|
| 妊産婦    | 母子健康手帳の交付を受けた方<br>＊出産する翌月末まで   | ・医療保険の資格情報が確認できるもの <sup>*1</sup><br>・母子健康手帳            | 【外来】<br>医療機関ごとに<br>1日600円まで<br>(月2回まで)<br><br>【入院】<br>医療機関ごとに<br>1日300円まで<br>(月3,000円まで) |
| 小児     | 18歳になる年の年度末までの児童   | ・医療保険の資格情報が確認できるもの <sup>*1</sup>                       |  |
| ひとり親家庭 | ひとり親家庭の親とその児童、両親のいない児童、配偶者が重度障害である方とその児童<br>＊児童が18歳（障害児および高校在学者の場合は20歳）になる年の年度末まで  | ・医療保険の資格情報が確認できるもの <sup>*1</sup><br>・離婚日等を確認できる戸籍謄本    | 【調剤・補装具】<br>自己負担なし   |
| 重度障害   | ・身体障害者手帳1級・2級・3級（3級は内部障害のみ）<br>・療育手帳Ⓐ・A<br>・療育手帳Bかつ身体障害者手帳3級または4級<br>・障害年金1級<br>・精神障害者保健福祉手帳1級<br>・精神障害者保健福祉手帳2級かつ療育手帳B<br>・精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級または4級<br>・特別児童扶養手当1級<br>＊65歳以上の方は、後期高齢者医療保険加入が要件 | ・医療保険の資格情報が確認できるもの <sup>*1</sup><br>・障害の程度が確認できる手帳、証書等 | 自己負担なし   |

※1 医療保険の資格情報が確認できるもの：マイナ保険証（健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード）もしくは資格確認書



現在、他の区分の受給者証をお持ちの方でも重度障害に該当する方は、保険診療分の医療費が全額助成されます。  
忘れずに申請をお願いします。

- ◎そのほか、状況に応じて書類をご用意いただけます。
- ◎申請いただいたても、所得要件により非該当となる場合があります。
- ◎助成は申請により適用しますので、申請日に応じて助成開始日が異なります。

## ●受給者証が交付されたら

県内医療機関<sup>\*2</sup>を受診するときは、マイナ保険証等と一緒に必ず受給者証の提示もお願いします。窓口での支払いが助成後の金額になります。<sup>\*2</sup> 妊産婦の方は、妊娠に関連する疾病で受診する医療機関等

## ●受給者証を使えないときは償還払い（払戻し）申請を

県外の医療機関や妊産婦の方が妊娠に関連しない疾病で医療機関を受診するときは、受給者証は使えません。支払った保険診療分の医療費が一部自己負担金額を超えた場合、市役所へ償還払い（払戻し）申請をお願いします。

■必要なもの 受給者証、医療機関の領収書、通帳（振込先未登録の場合）、加入している保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合は支給決定通知書

## ●資格に変更はありませんか？

受給者証をお持ちの方で、次のような変更があった場合は届出が必要です。

- ・受給者証の記載事項（医療保険の資格情報、住所、氏名）に変更があった。
- ・ひとり親家庭の方が婚姻（事実婚含む）した。
- ・障害の等級が変わった。

■申請・問合せ 保険年金課 ☎0297(21)2187

